

第三者行為（交通事故等）で介護サービスを受けるとき

第三者行為（交通事故等）が原因で介護保険サービスを利用するときは、市への届出が義務となっています。

第三者行為求償について

交通事故等で第三者（加害者）の行為により要介護状態になったり、要介護度が高くなった場合、介護保険サービスにかかる費用を、加害者である第三者が過失割合に応じて負担するのが原則です。

介護保険サービスにかかった費用は、市が一時的に立替えたあとで加害者に請求することになります。これを「第三者行為による求償」といいます。

第三者行為求償の手続きについて

第三者行為による求償を行う場合、被保険者（被害者）は市への届出が必要です。なお、示談をすると、その内容により求償が困難になることがありますので、示談をされる前にご連絡をお願いいたします。

提出していただく書類の例

第三者行為による傷病届・事故発生状況書・同意書・誓約書・交通事故証明書など

※先に医療保険でお手続きしている場合、省略できる書類があります。

上記の書類を介護長寿課へ提出してください。要件等の確認後、第三者側（加害者・損害保険会社等）と市から委託された沖縄県国民健康保険団体連合会が損害賠償の交渉を行います。

《提出場所及び問合せ先》 石垣市 福祉部 介護長寿課 給付認定係 TEL：0980(87)6022 FAX：0980(83)5525

石垣市営住宅 空家補充入居者募集

2月時点での空家への入居者募集です。応募多数の場合は、抽選により入居者を決定します。

空家補充入居者募集

種別	住宅名	空数	規格	初年度家賃（円）	入居時期（見込み）
一般	開南	一戸	3LDK	24,100～35,900	4月下旬
農漁	野底	一戸	3DK	20,100～30,000	4月下旬

1 入居者の資格

- ① 現に市内に住所を有する者であり、かつ、三ヶ月以上引続き居住していること。
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予定者等を含む。）があること。
※単身者専用住宅がないため、単身者（老人等を含む。）の募集は行いません。
- ③ 公営住宅法に基づく計算後の月収額で、次の基準内であること。
一般世帯 158,000円以下 高齢者・障がい者・未就学児がいる世帯等 214,000円以下
- ④ 持ち家がなく、現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- ⑤ 申込者及び同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- ⑥ 農漁村住宅【野底】については、耕作証明又は漁業者証明書・組合員資格証明証の提出が必須。
- ⑦ 市民税など諸税の完納者であること。
- ⑧ 現在、公営住宅に入居していないこと。
- ⑨ ①～⑧の入居者資格を全て満たしている者であること。

2 申込書配布・申込受付期間等

【期間】 平成31年3月4日（月）から平成31年3月15日（金）※土日を除く。

受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

【場所】 石垣市役所（2F）建設部施設管理課 電話0980-83-3986